

「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例改正案」に対する意見の募集について

「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例改正案」の策定にあたり、多くの県民の皆様のご意見を反映するため、下記の通り県民コメントを募集いたします。

記

1 ご意見の募集期間

令和3年10月15日(金)～令和3年11月15日(月)(当日消印有効)

2 ご意見の提出方法

(1)提出方法

ア 郵送の場合

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 9 番 14 号

自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当宛

イ FAXの場合

FAX番号 048-824-3328

ウ 電子メールの場合

E-mail:yoshino@jimin-saitama.net

※ 電子メールでご提出の場合は、件名を「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例改正案」とご記載下さい。

※ 電話など口頭でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

(2)記載事項

ア 個人でご提出の場合

住所、氏名、ご意見

<必要に応じ、性別、年齢、電話番号の追加をお願い致します。>

イ 法人、その他団体でご提出の場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、ご意見

※ 住所、氏名(法人などの場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)については必ずご記載をお願い致します。

※ 様式は問いません。

3 ご意見の取扱いについて

(1)ご提出いただいたご意見を考慮し、「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例改正案」を策定いたします。

(2)個々のご意見に対する個別回答やご提出いただいた書類についてはご返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

(3)本県民コメントを通してお預かりした個人情報については、「埼玉県動物の愛護及び管理に関

する条例改正案」の策定にあたってのみ使用し、使用目的以外での利用はいたしません。
(4)上記(3)について、条例案策定に際し埼玉県等関係機関へ情報提供する場合がございます。
ご提出をいただいた際には関係機関への情報提供に承諾されたものとみなします。

4 お問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-9-14
自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当
TEL 048-824-3297
FAX 048-824-3328
E-mail yoshino@jimin-saitama.net

以上

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の改正について

●改正の理由・背景

埼玉県は、令和3年3月に動物愛護管理推進計画を改定し、この計画の中で初めて「犬猫の殺処分ゼロ」を目標に掲げたところである（計画期間：令和3年度～令和12年度）。

また、令和元年度に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、段階的に施行されており、令和3年6月1日から動物取扱業者に関する遵守基準が具体化され、犬猫のケージの大きさや従業員1人あたりの飼育保管頭数に上限が設けられるなど、適正飼養のための強化が行われている。

埼玉県における犬猫の殺処分数は減少してきているものの、動物愛護管理推進計画の目標を達成するためには、より一層の取組の強化が必要である。

また、動物の愛護及び管理に関する法律が施行され、遵守基準が具体化された今、本県として動物取扱業者の更なる適正化に取り組む必要があると考えている。

これらを実現するため、飼い主になろうとする者や動物取扱業者の責務を規定するとともに、動物愛護推進員の活動を創設することなどにより、動物愛護に関する取組を強化することを目的とした条例の改正案を提案することとした。

●改正の内容一覧

項目	改正概要	改正の主な趣旨
1	県の責務を改正し、連携規定を追加	動物愛護に関する取組の強化全般
2	飼い主になろうとする者の責務を新設	殺処分数の削減
3	飼い主の遵守事項を改正し、災害対策に関する規定を追加	災害対策の推進
4	動物取扱業者の責務を新設	動物取扱業者のさらなる適正化
5	県が譲渡できる動物の範囲を改正し、拡大	殺処分数の削減
6	動物愛護推進員の活動を新設	動物愛護に関する取組の強化全般
7	県の財政的な支援を新設	動物愛護に関する取組の強化全般

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例改正案 骨子

項目	改正概要	条例骨子
1	県の責務を改正し、連携規定を追加	現行条例で規定している「県は、動物の愛護及び管理に関する施策を策定、実施する」に加え、 県は、施策を実施するにあたり、市町村、動物関係団体等と相互に連携する。 を追加する。
2	飼い主になろうとする者の責務を新設	飼い主になろうとする者は、飼養に先立ち、生態、習性などの知識習得に努め、将来にわたる生活環境等を考慮し、終生飼養するよう努める。
3	飼い主の遵守事項を改正し、災害対策に関する規定を追加	飼い主の遵守事項に、 災害の場合における必要な準備を行うよう努めるとともに、災害が発生した場合に必要な措置を講ずるよう努めること。 を追加する。
4	動物取扱業者の責務を新設	第1種動物取扱業者及び第2種動物取扱業者は、関係法令を遵守することはもとより、動物に関する最新の知識の習得、主体的な情報発信に取り組むよう努める。
5	県が譲渡できる動物の範囲を改正し、拡大	知事は、適正に飼養できると認められる者に次の動物を譲渡できる。 現行条例で規定している「所有者から引き取りを求められた犬猫」以外に、 ① 所有者ではない拾得者等から引き取りを求められ収容した犬猫 ② 公共の場所において収容した疾病、負傷をしていた犬猫などの動物 ③ 飼養、係留などされていなかったため収容した野犬等 を明記する。
6	動物愛護推進員の活動を新設	(1) 知事は、法第38条第1項の規定に基づき、動物愛護推進員を委嘱するものとする。 (2) 動物愛護推進員は法に掲げるもののほか、次の活動を行う。 ① 県に対し、動物の愛護及び管理に関する施策の推進に資する情報を得たときに、情報の提供を行う。 ② 飼い主になろうとする者に対し、適切な助言を行う。
7	県の財政的な支援を新設	県は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。